

庁舎清掃等業務契約書（案）

分任支出負担行為担当官 南信森林管理署長 滝 勝也（以下、「発注者」という。）と ○○○○○○（以下「受注者」という。）とは、令和8年度南信森林管理署庁舎清掃等業務について、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりである。

- (1) 作業名 令和8年度南信森林管理署庁舎清掃等業務
- (2) 契約金額 ¥ —
(うち、取引に係る消費税及地方消費税額¥ —)
内訳については、別紙1 契約金額内訳書のとおり
- (3) 作業場所 長野県伊那市山寺1499-1 南信森林管理署
- (4) 作業内容 別紙 令和8年度南信森林管理署庁舎清掃等業務仕様書のとおり
- (5) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。
- (6) 契約保証金 免除

（総則）

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき、誠実に庁舎清掃等の作業を行わなければならない。

2 作業の実行に当たっては、発注者の指定する職員の指示に従うものとする。

（作業従事者の届出）

第3条 受注者は、作業従事者の氏名及び住所をあらかじめ書面をもって発注者に届け出るものとする。

（作業従事者の義務）

第4条 受注者の作業従事者は、発注者の指定する職員の承認を得ずに作業物件の所在する場所以外に立ち入り、又は正当な理由なくして備付物件を所定の場所以外に持ち出すことはできない。

2 受注者の作業従事者は、清掃等の作業中知った秘密を守らなければならない。

（作業従事者の変更請求）

第5条 発注者は、作業従事者の清掃等の作業その他の行為に著しく不適当と認められる者があるときは、その事由を明示して受注者にその交替を求めることができる。

（清掃作業等の検査）

第6条 受注者は、毎日、作業開始時間、終了時間、作業場所を発注者の指定した書面に記入の

うえ、発注者の指定する職員に毎日提出し、確認・検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、前1項の検査に立ち会わぬことがあっても、異議を申し立てないものとする。
- 3 受注者は、第1項の検査に不合格となった場合には、直ちに発注者の指定する職員の指示に従って、手直しを行うものとする。

(請負代金の請求等)

第7条 受注者は、清掃等の作業を完了した前月分の請負代金の支払いを毎月別紙2「南信森林管理署庁舎清掃等業務料分担内訳書」に基づき、発注者及び自衛隊長野地方協力本部（以下、「発注者等」という。）に書面をもって請求するものとする。

- 2 発注者等は、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請負代金を分担して支払うものとする。
- 3 発注者等が、発注者等の責に帰すべき理由により前項の支払期限までに請負代金を支払わない場合には、支払期限までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 受注者は、清掃作業等の実行に当たり故意又は重過失により庁舎の設備、備付物件、貸与品等を亡失又は毀損したときは、これを速やかに自己の負担において補修し、若しくは取り替え又は発注者の指示に従い賠償責任を負うものとする。

- 2 受注者は、受注者の作業従事者が第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負わなければならない。

ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者がその責を負うものとする。

(業務の履行責任)

第9条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、発注者は、受注者に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 発注者が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が、仕様書等に基づく清掃作業の実施等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約について、受注者が契約上の義務違反又は不正行為をしたと発注者が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第15条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第12条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、業務が完了しない間は、第10条又は第11条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第14条 発注者は、第10条及び第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 発注者が第20条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の3分の1以下に減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合)

第17条 第15条及び前条に定める事項が受注者の責めに記すべき事由によるものであるときは、受注者は、第15条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第18条 第9条又は第10条の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等（解約時の支払）第 23 条この契約を解除した場合、発注者が認めた既済部分に対しては、その請負代金を発注者は受注者に支払うものとする。

(請負代金の相殺)

第 19 条 受注者は、この契約により発注者に支払うべき債務が生じたときは、発注者はその金額を請負代金と相殺するものとする。この場合において、受注者の支払うべき金額が発注者の支払うべき金額を超過するときは、受注者は、その不足額について発注者の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(作業物件又は作業内容の変更)

第 20 条 発注者は、都合により作業物件又は作業内容を変更することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定める。

2 発注者は、必要がある場合には作業従事者に対して、隨時作業物件を特定して清掃等の作業の中止を求め、又は当該物件の所在場所への立ち入りを禁止することができる。

(契約の解除)

第 21 条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める義務を履行する見込みがないとき。
- (2) 受注者が、この契約に関し不正行為を行ったとき。
- (3) 受注者の都合による契約解除の申し出を発注者が応じたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払うものとする。また、契約の一部解除をしたときは、当該作業に係る請負金相当額に対して、解除の日までの日数に応じ、日割計算した額をもって精算する。

(権利義務の譲渡)

第 22 条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ、受注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 23 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占め

る再請負金額の割合(「再請負比率」という。以下同じ。)が 50 パーセント以内の業務とする。

- 3 受注者は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、再々請負(再々請負以降の請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 受注者は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務(印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務)であって、再請負比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再請負として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

(機密の保持)

第 24 条 受注者及び業務に従事する者(従事した者を含む。)は、この業務に関して知り得た発注者の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 25 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 26 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約

の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行つてない旨の 誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(信義則条項)

第 27 条 発注者及び受注者は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約外の事項)

第 28 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

(紛争の解決)

第 29 条 この契約について紛争が生じた場合は、発注者と受注者が協議して選定した第三者の調停により解決を図るものとする。

(特約事項)

第30条 別紙のとおり

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 長野県伊那市山寺1499-1
分任支出負担行為担当官
南信森林管理署長

受注者

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙1

契約金額内訳書

作業項目	細目	単価 A	数量 B	金額 A×B	備考
日常清掃	床面清掃・床以外の清掃		12	0	左記の単価は、月毎単価
定期清掃	床清掃(ワックス仕上げ)		2	0	左記の単価は、1作業毎単価
〃	窓ガラス清掃		2	0	〃
計				0	
消費税				0	
総計				0	

別紙2

南信森林管理署庁舎清掃等業務料分担内訳書

【日常清掃】

金額 円

序名	月額	年額	備考
南信森林管理署			
自衛隊長野地方協力本部			
計			

【定期清掃:床清掃(ワックス仕上げ)】

金額 円

序名	単価	年額	備考
南信森林管理署			年2回
自衛隊長野地方協力本部			年2回
計			

【定期清掃:窓ガラス清掃】

金額 円

序名	単価	年額	備考
南信森林管理署			年2回
自衛隊長野地方協力本部			年2回
計			